

議案第 85 号

一関文化伝承館及び一関市舞川市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関文化伝承館

一関市舞川市民センター

2 指定管理者となる団体

一関市舞川字中里 84 番地 1

舞川地域課題対策協議会

会長 佐 藤 悅 郎

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

議案第85号～議案第90号 参考資料No.1

指定管理者指定の総括表

議案番号	指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間		新規・更新の別	指定管理の状況			
			期間	年数		導入年月日	現在の指定管理者	現在の指定期間	平成29年度指定管理料
85	一関文化伝承館	舞川地域課題対策協議会	H30.4.1～H35.3.31	5年	新規	—	—	—	なし
	一関市舞川市民センター								
86	一関市千厩市民センター	千厩地区まちづくり協議会	H30.4.1～H35.3.31	5年	新規	—	—	—	なし
87	奥玉ふるさとセンター	奥玉振興協議会	H30.4.1～H35.3.31	5年	新規	—	—	—	なし
	一関市奥玉市民センター								
88	飛ヶ森キャンプ場	奥玉振興協議会	H30.4.1～H35.3.31	5年	新規	—	—	—	なし
89	東山地域交流センター	たいしたもんだ長坂みらい塾	H30.4.1～H35.3.31	5年	新規	—	—	—	なし
	一関市東山市民センター								
90	室根第15地区会館	矢越地区自治会振興会	H30.4.1～H33.3.31	3年	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H28.4.1～H30.3.31	124,000円

議案第 85 号 参考資料No.2

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関文化伝承館	一関市舞川字中里 84 番地 1	敷地面積 9,634.44 m ²
一関市舞川市民センター		延床面積 1,306.50 m ²

備考 一関文化伝承館は、一関市舞川市民センターの機能を併せて有している施設である。

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関文化伝承館	伝統文化の保存、振興や世代間と地域間の交流を促進し、豊かな地域づくりに資するため。
一関市舞川市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

舞川地域課題対策協議会

(2) 代表者名

会長 佐藤 悅郎

(3) 事務所の所在地

一関市舞川字中里 84 番地 1

(4) 設立年月日

平成 27 年 6 月 21 日（地域協働体登録：平成 27 年 7 月 31 日）

(5) 設立目的

一人ひとりが地域活動に積極的に参加するとともに、協働の理念に基づいて、住みよい地域づくりを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域の振興に関すること。

イ 住民の健康な生活と福祉の向上に関するここと。

ウ 安全で安心な地域をつくるための事業に関するここと。

エ 住民の親睦と融和に関するここと。

オ 自然環境の保全に関するここと。

カ 地域の歴史や生活文化の継承及び向上に関するここと。

キ その他目的達成のため、必要と認められる事業。

(7) 団体の会計予算（平成 29 年 4 月 1 日現在）

4,857,000 円

(8) 団体に属する世帯数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

858 世帯、18 民区及び 15 団体

構成団体等

舞川 1 ~ 18 民区、舞川地区区長会、舞川地区農林連絡員、舞川地区民生児童委員連絡協議会、舞川地区保健推進委員、舞川地区福祉活動推進協議会、舞川地区女性団体連絡協議会、舞川体育協会、一関市老人クラブ連合会舞川地区、一関市消防団一関第 7 分団、一関地域防犯協会舞川支部、一關

地区交通安全協会舞川分会、舞川地区文化民俗芸能団体協議会、舞川中学校 P T A、舞川小学校 P T A、舞川幼稚園 P T A、学識経験者

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 35 人以内、監事 3 人

(10) 団体の財務状況

平成 28 年度決算

【収入】

(単位 : 円)

科目	決算額	備 考
繰 越 金	558, 403	
会 費	143, 400	200 円 × 717 戸
補 助 金	2, 505, 588	市補助金
雑 収 入	2, 017	預金利息等
計	3, 209, 408	

【支出】

(単位 : 円)

科目	決算額	備 考
会 議 費	19, 987	ワークショップ、会議の茶菓代
事 業 費	46, 620	講師謝礼、旅費等
備 品 費	524, 200	パソコン、プロジェクター等購入
事 務 費	104, 077	郵券、はがき、コピー用紙等
人 件 費	1, 103, 596	事務局員 1 人
補 助 金	50, 000	ふれあい広場支援金、自治公民館大会等
負 担 金	1, 000	一関市花と緑の会
繰 出 金	250, 000	郷土史編纂のため特別会計へ繰出し
計	2, 099, 480	

収入支出差引額 1, 109, 928 円

3 選定結果

一関文化伝承館及び一関市舞川市民センターについては、次の理由により、舞川地域課題対策協議会を指定管理候補者に選定した。

当該団体は、一人ひとりが地域活動に積極的に参加するとともに、協働の理念に基づいて、住みよい地域づくりを目指すことを目的として設立された舞川地区の地域協働体である。

平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進するうえで、より効果的であり望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に地域管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成 27 年 10 月から 1 年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図っており、その後は事務局職員 1 人分の人事費を補助するこ

ととしている。さらには、平成 30 年度からの指定管理移行後も 1 年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とした。

議案第 86 号

一関市千厩市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市千厩市民センター

2 指定管理者となる団体

一関市千厩町千厩字館山 50 番地

千厩地区まちづくり協議会

会長 永 澤 由 利

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

議案第 86 号 参考資料No.2

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関市千厩市民センター	一関市千厩町千厩字館山 50 番地	敷地面積 4,114.39 m ² 延床面積 1,160.88 m ²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

千厩地区まちづくり協議会

(2) 代表者名

会長 永 澤 由 利

(3) 事務所の所在地

一関市千厩町千厩字館山 50 番地

(4) 設立年月日

平成 17 年 8 月 9 日（地域協働体登録：平成 25 年 5 月 22 日）

(5) 設立目的

地域の豊かな緑や地域性を活かし、安全で快適な生活環境を創り出すため、この地域に関わる人達自ら調査、研究を行い、行政と協力しあい“住んでみたいと思えるまちづくり”を推進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 各自治会、その他各種団体等のまちづくり活動との連絡調整に関する事。

イ 地域のまちづくり意識を高めるための広報・イベント活動等に関する事。

ウ その他、目的を達成するために必要な事業に関する事。

(7) 団体の会計予算（平成 29 年 4 月 1 日現在）

5,370,000 円

(8) 団体に属する世帯数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

2,426 世帯、24 団体及び 49 個人（役職等）

構成団体等

1－1 区自治会、1－2 区自治会、新町自治会、第三町内自治会、2－2 区自治会、松ノ木沢自治会、2－3 区自治会、中沢自治会、駒場自治会、北ノ沢自治会、木六自治会、神子ノ沢自治会、小田・梅田自治会、千厩地区婦人会、交通安全協会千厩分会、東栄町振興会、四日町振興会、千厩本町通り振興会、協同組合新町振興会、愛宕商店会、清心幼稚園、千厩小羊幼稚園、千厩まちづくり株式会社、N P O 法人響生

個人（役職等）

1－1 区自治会長、1－2 区自治会長、新町自治会長、第三町内自治会長、2－2 区自治会長、松ノ木沢自治会長、2－3 区自治会長、中沢自治会長、駒場自治会長、北ノ沢自治会長、木六自治会長、神子ノ沢自治会長、小田・梅田自治会長、第 1－1 区行政区長、第 1－2 区行政区長、第 1－3 区行政区長、第 2－2 区行政区長、第 2－3 区行政区長、第 3 区行政区長、第 4 区行政区長、第 5 区行政区長、千厩長生会連合会理事、千厩地区体育協会理事、千厩地区婦人会理事、1－1 区

自治会生涯学習推進員、1－2区自治会生涯学習推進員、新町自治会生涯学習推進員、第三町内自治会生涯学習推進員、2－2区自治会生涯学習推進員、松ノ木沢自治会生涯学習推進員、2－3区自治会生涯学習推進員、中沢自治会生涯学習推進員、駒場自治会生涯学習推進員、北ノ沢自治会生涯学習推進員、木六自治会生涯学習推進員、神子ノ沢自治会生涯学習推進員、小田・梅田自治会生涯学習推進員、東栄町振興会長、四日町振興会長、千厩本町通り振興会長、協同組合新町振興会理事长、愛宕商店会長、千厩小学校長、千厩小学校父母と先生の会長、千厩中学校長、千厩中学校PTA会長、千厩保育園長、清心幼稚園長、千厩小羊幼稚園長

(9) 役員

会長1人、副会長3人、会計1人、事務局長1人、理事15人、監事2人

(10) 団体の財務状況

平成28年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
会 費	69,000	各団体負担金
補 助 金	2,585,049	市補助金
繰 越 金	68,731	前年度繰越金
雑 収 入	4	預金利息
計	2,722,784	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
人 件 費	545,049	事務局員人件費
事 務 費	42,133	消耗品費、通信費等
事 業 費	1,166,222	地域づくり関連事業、視察研修、地区民祭
雑 費	3,000	まちづくり団体連合会負担金
計	1,756,404	

収入支出差引額 966,380円

3 選定結果

一関市千厩市民センターについては、次の理由により、千厩地区まちづくり協議会を指定管理候補者に選定した。

当該団体は、地域の豊かな緑や地域性を活かし、安全で快適な生活環境を創り出すため、この地域に関わる人達自ら調査、研究を行い、行政と協力しあい“住んでみたいと思えるまちづくり”を推進することを目的に設立された千厩地区の地域協働体である。

平成26年3月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進するうえで、より効果的であり望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に地域管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成27年5月から6ヶ月間、平成28年7月

から6ヶ月間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図っており、その後は事務局職員1人分の人事費を補助することとしている。さらには、平成30年度からの指定管理移行後も1年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とした。

議案第 87 号

奥玉ふるさとセンター及び一関市奥玉市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

奥玉ふるさとセンター

一関市奥玉市民センター

2 指定管理者となる団体

一関市千厩町奥玉字中日向 232 番地 2

奥玉振興協議会

会長 藤 原 幸 夫

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

議案第 87 号・議案第 88 号 参考資料No.2

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
奥玉ふるさとセンター	一関市千厩町奥玉字中日向 232 番地 2	敷地面積 13,435.71 m ² 延床面積 2,337.07 m ²
一関市奥玉市民センター		
飛ヶ森キャンプ場	一関市千厩町奥玉字飛ヶ森 11 番地 80	敷地面積 164,500 m ²

備考 奥玉ふるさとセンターは、一関市奥玉市民センターの機能を併せて有している施設である。

(2) 設置目的

施設名	設置目的
奥玉ふるさとセンター	住民生活の総合的向上と地域連帯感の増進を図るため。
一関市奥玉市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
飛ヶ森キャンプ場	市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

奥玉振興協議会

(2) 代表者名

会長 藤原 幸夫

(3) 事務所の所在地

一関市千厩町奥玉字中日向 232 番地 2

(4) 設立年月日

昭和 61 年 1 月 11 日（地域協働体登録：平成 25 年 6 月 14 日）

(5) 設立目的

団体相互の理解と親睦を図るとともに、奥玉地区住民自らが話し合いを実践し、奥玉地区民の福利増進と明るく豊かにして健康あふれる地区民の生活を確立し、地区の発展に寄与する。

(6) 事業概要

ア 地域の振興に関すること。

イ 住民の健康な生活と福祉の向上に関すること。

ウ 安全で安心な地域をつくるための事業に関すること。

エ 住民の親睦と融和に関すること。

オ 自然環境の保全に関すること。

カ 地域の歴史や生活文化の継承及び向上に関すること。

キ その他目的達成のため、必要と認められる事業。

(7) 団体の会計予算（平成 29 年 4 月 1 日現在）

5,661,000 円

(8) 団体に属する世帯数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

726 世帯、63 団体及び 50 個人（役職等）

構成団体等

大平自治会、宝築自治会、中日向自治会、三沢自治会、天ヶ森自治会、町下自治会、寺崎前自治会、花貫自治会、奥玉婦人会、J A 女性部奥玉支部、奥玉老人クラブ連合会、奥玉小学校、奥玉小

学校 P T A、奥玉保育園、奥玉保育園父母の会、千厩中学校 P T A、奥玉子供会育成会連絡協議会、奥玉市民センター、奥玉体育協会、飛ヶ森キャンプ場をきれいにする会、千厩警察署奥玉駐在所、防犯協会奥玉支部、奥玉地区防犯パトロール隊、東磐井地区交通安全協会奥玉分会、交通安全母の会、JAいわて平泉和牛改良組合千厩支部奥玉分会、大平農家組合、宝築農家組合、中日向農家組合、三沢農家組合、天ヶ森農家組合、町下農家組合、寺崎前農家組合、花貫農家組合、一関市消防団千厩地域第3分団、千厩地域婦人消防協力隊奥玉分隊、おくたま農産、つくしの会、奥玉愛林公益会、大平愛林会、宝築愛林会、中日向愛林会、三沢愛林会、天ヶ森愛林会、町下愛林会、寺崎前愛林会、花貫愛林会、奥玉地元学研究会、奥玉神楽保存会、根山打ちばやし保存会、三沢打ちばやし保存会、入山沢田植え踊り保存会、中日向鶴舞保存会、花貫伊勢神楽保存会、若柳流梅寿会、三裕樹会、彩史会奥玉教室、奥玉岳風会、わをん会、三味線いろは会、弓手川俳句会、千厩遺族会奥玉支部、ゲートボール協会千厩支部奥玉分会

個人（役職等）

千厩14区行政区長、千厩15区行政区長、千厩16区行政区長、千厩17区行政区長、千厩18区行政区長、千厩19区行政区長、千厩20区行政区長、千厩21区行政区長、一関東部土地改良区理事長、JAいわて平泉理事、一関市農業委員、第14区民生児童委員、第15区民生児童委員、第16区民生児童委員、第17区民生児童委員、第18区民生児童委員、第19区民生児童委員、第20区民生児童委員、第21区民生児童委員、第14区生涯学習推進員、第15区生涯学習推進員、第16区生涯学習推進員、第17区生涯学習推進員、第18区生涯学習推進員、第19区生涯学習推進員、第20区生涯学習推進員、第21区生涯学習推進員、一関市保健推進員奥玉地区代表、第14区食生活改善推進員代表、第15区食生活改善推進員、第16区食生活改善推進員、第17区食生活改善推進員、第18区食生活改善推進員、第19区食生活改善推進員、第20区食生活改善推進員、第21区食生活改善推進員、保護司2人、少年補導員2人、奥玉小学校評議員3人、奥玉郵便局長、JAいわて平泉奥玉支店長、一関市交通安全指導隊員2人、奥玉体育協会副会長2人、一関市体育指導委員

(9) 役員

会長1人、副会長2人、監事3人、運営委員若干名、専門部会長3人

(10) 団体の財務状況

平成28年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
繰 越 金	38,546	前年度繰越金
寄 付 金	2,109,100	ふるさとまつり寄付金等
会 費	166,000	新年交賀会会費等
負 担 金	33,640	福祉活動推進協議会より
繰 入 金	187,895	他会計繰入
補 助 金	2,000,000	市補助金
雜 収 入	629,725	ご祝儀、預金利息等
計	5,164,906	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
事 務 費	13,508	事務用消耗品
事 業 費	4,428,736	地域おこし事業、地域づくり計画策定事業、ふるさとまつり、民芸大会等

会議費	40,591	お茶代
通信費	39,697	郵券代
交際費	35,000	会長交際費
備品購入費	461,894	P C、プリンター等
負担金	6,000	まちづくり団体連合会会費等
積立金	114,598	地域協働体活動費補助金積立金
計	5,140,024	

収入支出差引額 24,882 円

3 選定結果

奥玉ふるさとセンター、一関市奥玉市民センター及び飛ヶ森キャンプ場については、次の理由により、奥玉振興協議会を指定管理候補者に選定した。

当該団体は、団体相互の理解と親睦を図るとともに、奥玉地区住民自らが話し合いを実践し、奥玉地区民の福利増進と明るく豊かにして健康あふれる地区民の生活を確立し、地区の発展に寄与することを目的に設立された奥玉地区の地域協働体である。

平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進するうえで、より効果的であり望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に地域管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成 28 年 4 月から 1 年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図っており、事務局職員 1 人分の人事費を補助している。さらには、平成 30 年度からの指定管理移行後も 1 年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とした。

議案第 88 号

飛ヶ森キャンプ場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

飛ヶ森キャンプ場

2 指定管理者となる団体

一関市千厩町奥玉字中日向 232 番地 2

奥玉振興協議会

会長 藤 原 幸 夫

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

議案第 89 号

東山地域交流センター及び一関市東山市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

東山地域交流センター

一関市東山市民センター

2 指定管理者となる団体

一関市東山町長坂字町 335 番地 1

たいしたもんだ長坂みらい塾

代表 鈴木 正敏

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

議案第 89 号 参考資料No.2

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
東山地域交流センター	一関市東山町長坂字町 335 番地 1	敷地面積 5,203 m ²
一関市東山市民センター		延床面積 2,677 m ²

備考 東山地域交流センターは、一関市東山市民センターの機能を併せて有している施設である。

(2) 設置目的

施設名	設置目的
東山地域交流センター	市民の交流を促進するとともに、芸術、文化の振興及び生涯学習の推進を図るため。
一関市東山市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

たいしたもんだ長坂みらい塾

(2) 代表者名

代表 鈴木 正敏

(3) 事務所の所在地

一関市東山町長坂字町 335 番地 1

(4) 設立年月日

平成 28 年 4 月 1 日（地域協働体登録：平成 28 年 3 月 23 日）

(5) 設立目的

長坂地区における自助・共助・公助の精神を尊重し、住民参加のもとに活力あるまちづくりを推進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域づくり計画の立案及び推進、実現に関すること。

イ 地区の振興及び発展に関すること。

ウ 安全で災害の無いまちづくりの推進に関すること。

エ 行政機関及び各種団体との連絡調整に関すること。

オ その他目的達成に必要な事項。

(7) 団体の会計予算（平成 29 年 4 月 1 日現在）

2,438,000 円

(8) 団体に属する世帯数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

1,366 世帯、10 行政区及び 15 団体

構成団体等

長坂 1 区、長坂 2 区、長坂 3 区、長坂 4 区、長坂 5 区、長坂 6 区、長坂 7 区、長坂 8 区、長坂 9 区、長坂 10 区、長坂婦人会、老人クラブ連合会東山支部、社会福祉協議会東山支部、一関市体育協会東山支部、一関市立東山小学校長坂地区 P T A 、一関市立東山中学校長坂地区 P T A 、東磐井地区交通安全協会长坂分会、長坂交通安全母の会、一関市東山地域防犯協会长坂分会、一関市消防団東山第 1 分団、東山町婦人消防協力隊、一関市商工会議所東山支所、いわて平泉農業協同組合東

山當農経センター、東山芸術文化協会、(一社) 一関市観光協会東山

(9) 役員

代表 1 人、副代表 2 人、理事 23 人以内、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

平成 28 年度決算

【収入】

(単位 : 円)

科目	決算額	備考
補助金	1,649,000	市補助金等
負担金	60,000	共催事業負担金
雑収入	5,180	
計	1,714,180	

【支出】

(単位 : 円)

科目	決算額	備考
事業費	757,282	協働体事業費
事務費	129,269	消耗品費
計	886,551	

収入支出差引額 827,629 円

3 選定結果

東山地域交流センター及び一関市東山市民センターについては、次の理由により、たいしたもんだ長坂みらい塾を指定管理候補者に選定した。

当該団体は、長坂地区における自助・共助・公助の精神を尊重し、住民参加のもとに活力あるまちづくりを推進することを目的に設立された長坂地区の地域協働体である。

平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進するうえで、より効果的であり望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に地域管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成 28 年 5 月から 1 年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図っており、その後は事務局職員 1 人分の人員費を補助することとしている。さらには、平成 30 年度からの指定管理移行後も 1 年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とした。

議案第 90 号

室根第 15 地区会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

室根第 15 地区会館

2 指定管理者となる団体

一関市室根町矢越字歌戸 30 番地

矢越地区自治会振興会

会長 三 浦 有 一

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 90 号 参考資料No.2

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
室根第 15 地区会館	一関市室根町矢越字朴 12 番地 3	敷地面積 909.28 m ² 床面積 251.74 m ²

(2) 設置目的

住民の福祉の増進を図り、地域の開発と発展に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

矢越地区自治会振興会

(2) 代表者名

会長 三 浦 有 一

(3) 事務所の所在地

一関市室根町矢越字歌戸 30 番地

(4) 設立年月日

昭和 57 年 4 月 23 日

(5) 設立目的

一関市室根町の自治会活動の助長を図り、もって地域の発展に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 自治会相互の連絡調整及び情報交換並びに各種事業の共催に関するここと。

イ 室根町の各種団体・機関との連絡協調活動に関するここと。

ウ 地域づくり活動に関するここと。

エ その他本会の目的達成に必要なここと。

(7) 団体の会計予算（平成 29 年 4 月 1 日現在）

635,534 円

(8) 団体に属する世帯数（平成 29 年 9 月末日現在）

487 世帯、5 自治会

構成団体等

第 11 区自治会、第 12 区自治会、第 13 区自治会、第 14 区自治会、第 15 区自治会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、事務局 4 人

(10) 団体の財務状況

平成 28 年度収支決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
施設利用料	56,620	施設利用料
指定管理料	699,124	室根ひこばえの森交流センター、室根第 15 地区会館
繰越金	0	
諸収入	1	預金利息
計	755,745	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	10,000	鍵管理謝礼
施設管理費	620,211	光熱水費、消耗品、修繕料、役務費
事業費	0	
計	630,211	

収入支出差引額 125,534 円

3 選定結果

室根第 15 地区会館については、次の理由により、矢越地区自治会振興会を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、指定管理者制度を導入した平成 18 年度から平成 27 年度までは、第 15 地区自治会が管理運営を行ってきた施設である。

単一の行政区民のみが自治集会所として使用している公の施設については、第 2 次一関市集中改革プランにおいて、他地域との負担の公平性から管理主体の適正化を図るため、平成 26 年度に検討を行った結果、当該施設については、自治会の区域を越えた釣子地区全体の拠点的なコミュニティ施設として利用していく施設に位置付けられたところであり、平成 28 年度からは矢越地区自治会振興会が指定管理者として管理運営を行っている。

当該団体は、矢越地区の 5 つの自治会から構成され、地区を集約する団体であり、これまでの管理運営状況は良好であった。

また、当該施設は、主に当該団体を含む釣子地区の住民が、地域コミュニティの活動拠点として利用しており、地域住民の福祉の増進と交流の促進及び文化の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適しており、今後も利用者ニーズに沿った効果的、効率的な運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、指定管理期間は、当該団体が指定管理し、同じ矢越地区内にある室根ひこばえの森交流センターの指定期間が平成 32 年度までとなっていることから、同センターの指定期間に合わせ 3 年間とした。

議案第 91 号

千厩児童クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

千厩児童クラブ

2 指定管理者となる団体

一関市千厩町千厩字北方 130 番地 2

学校法人愛泉学園

理事長 堀 秀 子

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第91号 参考資料No.1

指定管理者指定の総括表

議案番号	指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間		新規・更新の年数別	指定管理の状況			
			期間	年数		導入年月日	現在の指定管理者	現在の指定期間	平成29年度指定管理料
91	千厩児童クラブ	学校法人愛泉学園	H30. 4. 1 ~ H32. 3. 31	2年	新規	—	—	—	なし

議案第 91 号 参考資料No.2

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
千厩児童クラブ	一関市千厩町千厩字上駒場 10 番地 2	床面積 104 m ²

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

学校法人愛泉学園

(2) 代表者名

理事長 堀 秀 子

(3) 事務所の所在地

一関市千厩町千厩字北方 130 番地 2

(4) 設立年月日

昭和 56 年 12 月 28 日

(5) 設立目的

キリスト教精神に基づき、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的とする。

(6) 事業概要

ア 小学校就学前の子どもに対する保育および教育

イ 保護者に対する子育て支援の総合的な提供

ウ 放課後児童健全育成事業

(7) 純資産（平成 29 年 3 月 31 日現在）

409,981,302 円

(8) 職員数

20 人

(9) 役員

理事長 1 人、理事 7 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 29 年 3 月 31 日現在）

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産 流動資産	448,700,770 51,154,601	固定負債	77,261,500
		流動負債	12,612,569
		負債の部合計	89,874,069
		純資産の部	
		純資産	409,981,302
		純資産の部合計	409,981,302
資産の部合計	499,855,371	負債及び純資産の部合計	499,855,371

3 選定結果

千厩児童クラブについては、次の理由により、学校法人愛泉学園を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、千厩小学校、小梨小学校、清田小学校、奥玉小学校、磐清水小学校を統合し、平成 30 年 4 月に開校する千厩小学校の校内において、留守家庭児童の放課後の適切な遊びと生活の場を確保しながら、その健全育成を図るために、現在整備中の施設である。

当該団体は、学校法人認可前の昭和 55 年度から千厩地域で学童保育を実施し、現在まで 600 人余の児童が利用した実績のある団体である。平成 13 年からは旧千厩町、平成 17 年の市町村合併以後は一関市から委託を受け、放課後児童健全育成事業を行っている。

また、市が設置し指定管理により運営している他の児童クラブは、地域住民等によって組織された運営委員会が指定管理者となっているが、当該地域には平成 30 年度以降、同様の組織の設立の予定がなく、千厩地域内で放課後児童健全育成事業を実施する団体は、当該団体のみとなる見込みである。

当該団体は、千厩地域において、長年、放課後児童クラブを運営している公共的団体であり、利用する個々の児童の事情に応じたきめ細かな対応が期待できること、また、その運営ノウハウを活用することにより、効果的・効率的な運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、新設の施設であること、また、平成 32 年 4 月から指定管理とする施設の規模及び募集定員を拡大する予定であり、運営内容の見直しが想定されることから、平成 30 年度及び平成 31 年度の 2 年間とした。

議案第 92 号

室根農林水産物産地直売・交流促進施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

室根農林水産物産地直売・交流促進施設

2 指定管理者となる団体

一関市室根町折壁字八幡沖 345 番地

室根産地直売協同組合

理事長 小野寺 規 夫

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第92号～議案第95号 参考資料No.1

指定管理者指定の総括表

議案番号	指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間		新規・更新の年数別	指定管理の状況			
			期間	年数		導入年月日	現在の指定管理者	現在の指定期間	平成29年度指定管理料
92	室根農林水産物産地直売・交流促進施設	室根産地直売協同組合	H30. 4. 1 ~ H33. 3. 31	3年	新規	—	—	—	なし
93	一関牧野	いわて平泉農業協同組合	H30. 4. 1 ~ H35. 3. 31	5年	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H26. 3. 3 ~ H30. 3. 31	4,982,250円
94	室根高原牧野	いわて平泉農業協同組合	H30. 4. 1 ~ H35. 3. 31	5年	更新	H21. 4. 1	左記団体に同じ	H26. 3. 3 ~ H30. 3. 31	19,869,000円
95	一関有機肥料センター	いわて平泉農業協同組合	H30. 4. 1 ~ H35. 3. 31	5年	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H26. 3. 3 ~ H30. 3. 31	4,465,000円

議案第 92 号 参考資料No.2

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
室根農林水産物产地直売・交流促進施設	一関市室根町折壁字向山 131 番地 4	敷地面積 7,156 m ² 床面積 740 m ²

(2) 設置目的

農産物の販売拡大及び地域情報発信の拠点施設として、農林業の振興と地域連携を促進し、地域の活性化に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

室根产地直売協同組合

(2) 代表者名

理事長 小野寺 規 夫

(3) 事務所の所在地

一関市室根町折壁字八幡沖 345 番地

(4) 認可年月日

平成 29 年 10 月 5 日

(5) 設立目的

組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動の促進と、経済的地位の向上を図り、地域の発展と活性化に寄与する。

(6) 事業概要

ア 組合員のための共同施設の管理運営

イ 組合員の取扱品の共同販売

ウ 組合員の必要とする包装資材の共同購買

エ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

オ 組合員の福利厚生に関する事業

カ 前各号の事業に附帯する事業

(7) 出資総額

7,550,000 円

(8) 組合員数

120 人

(9) 役員

理事長 1 人、副理事長 1 人、専務理事 1 人、理事 6 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

平成 30 年度予算

【収入】

(単位 : 千円)

科目	予算額	備考
利 用 料 収 入	2	
事 業 収 入	35, 280	販売手数料等
営 業 外 収 益	1, 410	自動販売機設置手数料等
計	36, 692	

【支出】

(単位 : 千円)

科目	予算額	備考
事 業 費	5, 120	広告宣伝等
一 般 管 理	30, 008	報酬、給与、旅費、事務消耗品、手数料等
計	35, 128	

収入支出差引額 1, 564 千円

3 選定結果

室根農林水産物産地直売・交流促進施設については、次の理由により、室根産地直売協同組合を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、農産物の販売拡大及び地域情報発信の拠点施設として、農林業の振興と地域連携を促進し、地域の活性化に資するため設置する施設である。

室根産地直売協同組合は、当該施設を管理運営するため平成 29 年度に設立された団体である。同組合は、組合員の経済活動の促進や地域の発展と活性化に寄与することを目的として、地場農産物等の共同販売事業などを行うこととしている。

同組合は、当該施設を管理運営するために設立された団体であることから、当該組合が当該施設を管理運営することが適当と考えられるため、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「か その他市長が必要と認める場合」に該当すると判断し、非公募により室根産地直売協同組合を指定管理候補者とする。

指定期間については、指定管理候補者とする団体が初めて施設を管理することであること及び施設運営のノウハウが蓄積され、経営が安定してくる時期に見直しが必要と考えられることから、指定期間については 3 年間とする。

議案第 93 号

一関牧野の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関牧野

2 指定管理者となる団体

一関市竹山町 7 番 1 号

いわて平泉農業協同組合

代表理事組合長 佐 藤 鉱 一

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

議案第 93 号 参考資料No.2

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関牧野	一関市厳美町字田代 1 番 1 他 47 筆	面積 922, 251 m ²

(2) 設置目的

優良家畜の育成を図るため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

いわて平泉農業協同組合

(2) 代表者名

代表理事組合長 佐 藤 鉱 一

(3) 事務所の所在地

一関市竹山町 7 番 1 号

(4) 設立年月日

平成 26 年 3 月 3 日

(5) 設立目的

地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導

イ 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

ウ 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

エ 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給

オ 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置

カ 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設

キ 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理

ク 組合員の委託を受けて行う農地等の貸付けの方法による運用又は売渡しを目的とする信託の引受け

ケ 組合員の委託を受けて行う農業の経営の事業

コ 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売

サ 農業倉庫業法に基づく農業倉庫事業

シ 農村工業に関する施設

ス 共済に関する施設

セ 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理又は事務の代行

ソ 医療に関する施設

タ 老人の福祉に関する施設

チ 農村の生活及び文化の改善に関する施設（旅行に関するものを除く。）

- ツ 旅行に関する施設
- テ 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- ト 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業
- ナ 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（その借入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の事業
- ニ 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（その買入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業
- ヌ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項に規定する特定農地貸付け
- ネ 確定拠出年金法第88条第2項の規定に基づく確定拠出年金運営管理業務及び同法第61条第2項の規定に基づく国民年金基金連合会からの事務の受託
- ノ 郵便窓口業務の委託等に関する法律の規定に基づく郵便窓口業務並びに郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第74条の規定に基づく郵便貯金管理業務及び郵便貯金銀行の銀行代理業
- ハ 手形の割引
- ヒ 内国為替取引
- フ 債務の保証
- ヘ 有価証券の貸付け
- ホ 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- マ 農林中央金庫その他信用事業規程に定める者の業務の代理
- ミ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- ム 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- メ 振替業
- モ 両替
- ヤ 前各号の事業に附帯する事業
- (7) 資本金又は基本財産
5,279,345千円
- (8) 職員数
692人（正職員427人、嘱託・臨時職員265人）
- (9) 役員
代表理事組合長1人、代表理事専務1人、常務理事2人、理事23人、代表監事1人、常勤監事1人、監事5人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 29 年 2 月 28 日現在）

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
信用事業資産	140,801,502	信用事業負債	142,743,843
共済事業資産	39,539	共済事業負債	938,777
経済事業資産	2,398,581	経済事業負債	612,281
雑資産	1,971,033	雑負債	284,840
固定資産	5,843,221	諸引当金	1,387,903
外部出資	4,740,134	繰延税金負債	91,028
		再評価に係る繰延税金負債	522,917
		負債合計	146,581,592
純資産の部			
		出資金	5,279,345
		資本準備金	471,497
		利益剰余金	2,049,245
		処分未済持分	△65,259
		評価・換算差額等	1,477,589
		純資産合計	9,212,418
資産合計	155,794,011	負債及び純資産の合計	155,794,011

(注) 金額欄は、千円単位で整理していることから、科目の和と合計欄が一致しない場合がある。

3 選定結果

一関牧野については、次の理由により、いわて平泉農業協同組合を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、家畜の放牧による畜産農家の規模拡大、労働力の省力化、低コスト化への支援と優良牛の育成を図るために設置した施設であり、指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日から岩手南農業協同組合（現いわて平泉農業協同組合）を指定管理者として指定し、長年、当該団体が管理運営を行ってきたところである。

当該団体は、当該施設の管理運営に十分な経験を有しているとともに、隣接する当該団体が所有する須川牧場の管理運営も行っている公共的団体であり、須川牧場と一体的に管理運営することにより、低コスト化が図られるなどの効果的・効率的な運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募によりいわて平泉農業協同組合を指定管理候補者とする。

指定期間については、指定管理候補者は当該施設の管理に十分な経験を有し、これまでの当該施設の指定管理者としての管理状況が良好であったこと、長期の指定期間を設定することにより指定管理者による安定的な管理が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第 94 号

室根高原牧野の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

室根高原牧野

2 指定管理者となる団体

一関市竹山町 7 番 1 号

いわて平泉農業協同組合

代表理事組合長 佐 藤 鉱 一

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

議案第 94 号 参考資料No.2

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
室根高原牧野	一関市大東町大原字山口 51 番地 141	面積 307ha

(2) 設置目的

優良家畜の育成を図るため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

いわて平泉農業協同組合

(2) 代表者名

代表理事組合長 佐 藤 鉱 一

(3) 事務所の所在地

一関市竹山町 7 番 1 号

(4) 設立年月日

平成 26 年 3 月 3 日

(5) 設立目的

地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導

イ 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

ウ 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

エ 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給

オ 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置

カ 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設

キ 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理

ク 組合員の委託を受けて行う農地等の貸付けの方法による運用又は売渡しを目的とする信託の引受け

ケ 組合員の委託を受けて行う農業の経営の事業

コ 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売

サ 農業倉庫業法に基づく農業倉庫事業

シ 農村工業に関する施設

ス 共済に関する施設

セ 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理又は事務の代行

ソ 医療に関する施設

タ 老人の福祉に関する施設

チ 農村の生活及び文化の改善に関する施設（旅行に関するものを除く。）

- ツ 旅行に関する施設
- テ 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- ト 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業
- ナ 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（その借入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の事業
- ニ 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（その買入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業
- ヌ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項に規定する特定農地貸付け
- ネ 確定拠出年金法第88条第2項の規定に基づく確定拠出年金運営管理業務及び同法第61条第2項の規定に基づく国民年金基金連合会からの事務の受託
- ノ 郵便窓口業務の委託等に関する法律の規定に基づく郵便窓口業務並びに郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第74条の規定に基づく郵便貯金管理業務及び郵便貯金銀行の銀行代理業
- ハ 手形の割引
- ヒ 内国為替取引
- フ 債務の保証
- ヘ 有価証券の貸付け
- ホ 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- マ 農林中央金庫その他信用事業規程に定める者の業務の代理
- ミ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- ム 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- メ 振替業
- モ 両替
- ヤ 前各号の事業に附帯する事業
- (7) 資本金又は基本財産
5,279,345千円
- (8) 職員数
692人（正職員427人、嘱託・臨時職員265人）
- (9) 役員
代表理事組合長1人、代表理事専務1人、常務理事2人、理事23人、代表監事1人、常勤監事1人、監事5人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 29 年 2 月 28 日現在）

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
信用事業資産	140,801,502	信用事業負債	142,743,843
共済事業資産	39,539	共済事業負債	938,777
経済事業資産	2,398,581	経済事業負債	612,281
雑資産	1,971,033	雑負債	284,840
固定資産	5,843,221	諸引当金	1,387,903
外部出資	4,740,134	繰延税金負債	91,028
		再評価に係る繰延税金負債	522,917
		負債合計	146,581,592
純資産の部			
		出資金	5,279,345
		資本準備金	471,497
		利益剰余金	2,049,245
		処分未済持分	△65,259
		評価・換算差額等	1,477,589
		純資産合計	9,212,418
資産合計	155,794,011	負債及び純資産の合計	155,794,011

(注) 金額欄は、千円単位で整理していることから、科目の和と合計欄が一致しない場合がある。

3 選定結果

室根高原牧野については、次の理由により、いわて平泉農業協同組合を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、家畜の放牧による畜産農家の規模拡大、労働力の省力化、低コスト化への支援と優良牛の育成を図るために設置した施設であり、指定管理者制度を導入した平成 21 年 4 月 1 日からいわて東農業協同組合（現いわて平泉農業協同組合）を指定管理者として指定し、長年、当該団体が管理運営を行ってきたところである。

当該団体は、当該施設の管理運営に十分な経験を有する公共的団体であり、一関牧野と一体的に管理運営することにより、機能分担による効果的・効率的な運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募によりいわて平泉農業協同組合を指定管理候補者とする。

指定期間については、指定管理候補者は当該施設の管理に十分な経験を有し、これまでの当該施設の指定管理者としての管理状況が良好であったこと、長期の指定期間を設定することにより指定管理者による安定的な管理が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第 95 号

一関有機肥料センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関有機肥料センター

2 指定管理者となる団体

一関市竹山町 7 番 1 号

いわて平泉農業協同組合

代表理事組合長 佐 藤 鉱 一

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

議案第 95 号 参考資料No.2

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関有機肥料センター	一関市厳美町字結渡 125 番地 4	敷地面積 6,920 m ² 延床面積 2,882.83 m ²

(2) 設置目的

家畜排せつ物等の適正な処理を推進し、資源として循環利用を図るため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

いわて平泉農業協同組合

(2) 代表者名

代表理事組合長 佐 藤 鉱 一

(3) 事務所の所在地

一関市竹山町 7 番 1 号

(4) 設立年月日

平成 26 年 3 月 3 日

(5) 設立目的

地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導

イ 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

ウ 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

エ 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給

オ 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置

カ 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設

キ 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理

ク 組合員の委託を受けて行う農地等の貸付けの方法による運用又は売渡しを目的とする信託の引受け

ケ 組合員の委託を受けて行う農業の経営の事業

コ 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売

サ 農業倉庫業法に基づく農業倉庫事業

シ 農村工業に関する施設

ス 共済に関する施設

セ 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理又は事務の代行

ソ 医療に関する施設

タ 老人の福祉に関する施設

- チ 農村の生活及び文化の改善に関する施設（旅行に関するものを除く。）
- ツ 旅行に関する施設
- テ 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- ト 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業
- ナ 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（その借入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の事業
- ニ 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（その買入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業
- ヌ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項に規定する特定農地貸付け
- ネ 確定拠出年金法第88条第2項の規定に基づく確定拠出年金運営管理業務及び同法第61条第2項の規定に基づく国民年金基金連合会からの事務の受託
- ノ 郵便窓口業務の委託等に関する法律の規定に基づく郵便窓口業務並びに郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第74条の規定に基づく郵便貯金管理業務及び郵便貯金銀行の銀行代理業
- ハ 手形の割引
- ヒ 内国為替取引
- フ 債務の保証
- ヘ 有価証券の貸付け
- ホ 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- マ 農林中央金庫その他信用事業規程に定める者の業務の代理
- ミ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- ム 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- メ 振替業
- モ 両替
- ヤ 前各号の事業に附帯する事業

(7) 資本金又は基本財産

5,279,345 千円

(8) 職員数

692 人（正職員 427 人、嘱託・臨時職員 265 人）

(9) 役員

代表理事組合長 1 人、代表理事専務 1 人、常務理事 2 人、理事 23 人、代表監事 1 人、常勤監事 1 人、監事 5 人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 29 年 2 月 28 日現在）

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
信用事業資産	140,801,502	信用事業負債	142,743,843
共済事業資産	39,539	共済事業負債	938,777
経済事業資産	2,398,581	経済事業負債	612,281
雑資産	1,971,033	雑負債	284,840
固定資産	5,843,221	諸引当金	1,387,903
外部出資	4,740,134	繰延税金負債	91,028
		再評価に係る繰延税金負債	522,917
		負債合計	146,581,592
純資産の部			
		出資金	5,279,345
		資本準備金	471,497
		利益剰余金	2,049,245
		処分未済持分	△65,259
		評価・換算差額等	1,477,589
		純資産合計	9,212,418
資産合計	155,794,011	負債及び純資産の合計	155,794,011

(注) 金額欄は、千円単位で整理していることから、科目の和と合計欄が一致しない場合がある。

3 選定結果

一関有機肥料センターについては、次の理由により、いわて平泉農業協同組合を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、家畜排せつ物の適正な処理及び堆肥化による資源としての循環利用を図るために施設であり、指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日から岩手南農業協同組合（現いわて平泉農業協同組合）を指定管理者として指定し、長年、当該団体が管理運営を行ってきたところである。

当該団体は、当該施設の管理運営に十分な経験を有し、隣接する当該団体が所有する須川牧場の管理運営も行っている公共的団体であるとともに、当該施設は一関牧野の敷地内にあることから、一関牧野及び須川牧場と一体的に管理運営を行うことにより、効果的・効率的な運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募によりいわて平泉農業協同組合を指定管理候補者とする。

指定期間については、指定管理候補者は当該施設の管理に十分な経験を有し、これまでの当該施設の指定管理者としての管理状況が良好であったこと、長期の指定期間を設定することにより指定管理者による安定的な管理が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第96号

一関地区広域行政組合規約の一部変更に関する協議について

一関地区広域行政組合規約を次のとおり変更することの協議に關し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月5日提出

一関市長 勝 部 修

一関地区広域行政組合規約の一部を変更する規約

一関地区広域行政組合規約（平成18年岩手県指令市町村第1171号）の一部を次のように変更する。

第3条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

議案第96号 参考資料

一関地区広域行政組合規約 新旧対照表

(関連部分抜粋、下線部分は変更部分)

変更前	変更後
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。</p> <p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する事務のうち、次に掲げる事務 ア～コ [略]</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する事務のうち、次に掲げる事務 ア～カ [略]</p> <p>(3) 凈化槽法（昭和58年法律第43号）に規定する事務のうち、次に掲げる事務 ア～エ [略]</p> <p>(4) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に規定する事務のうち、次に掲げる事務 ア・イ [略]</p> <p>(5) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に規定する火葬場の設置及び管理運営に関すること。</p> <p><u>(6) 旧東磐職業訓練センターの管理に関すること。</u></p> <p><u>(7) 旧伝染病隔離病舎の管理に関すること。</u></p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。</p> <p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する事務のうち、次に掲げる事務 ア～コ [略]</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する事務のうち、次に掲げる事務 ア～カ [略]</p> <p>(3) 凈化槽法（昭和58年法律第43号）に規定する事務のうち、次に掲げる事務 ア～エ [略]</p> <p>(4) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に規定する事務のうち、次に掲げる事務 ア・イ [略]</p> <p>(5) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に規定する火葬場の設置及び管理運営に関すること。</p> <p><u>(6) 旧伝染病隔離病舎の管理に関すること。</u></p>